

## 富良野市クラウドファンディング応援事業 実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富良野市（以下「市」という。）と金融機関との「地方創生に関する包括的地域連携協定」に基づき、市民等の協働による活動を推進するため、クラウドファンディングを活用し、地域活性化等に資する非営利のプロジェクトによる資金調達に対して、市のウェブサイトやフェイスブック、広報誌等で情報発信する「富良野市クラウドファンディング応援事業」（以下、「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 特定の事業又は企画を実現するために必要な資金を、インターネットを通じて、広く不特定多数の者から集める資金調達手段のことをいう。
- (2) 購入型クラウドファンディング クラウドファンディングのうち、支援者に資金提供の対価として権利、物品及びサービスを提供することにより、広く不特定多数の者から必要な出資金を集めるものをいう。
- (3) 寄付型クラウドファンディング クラウドファンディングのうち、支援者から寄付として資金提供を受けることにより、広く不特定多数の者から必要な出資金を集めるものをいう。
- (4) 非営利 プロジェクトによる売上等から必要経費を引いた利益を個人、組織の代表者又は構成員（会員・協力者など）に分配しないで、活動目的のための費用に充てることをいう。
- (5) 実行者 クラウドファンディングを利用して資金調達をし、プロジェクトを実現しようとする者のことをいう。
- (6) プロジェクト 実行者が、クラウドファンディングによって、実現したい事業又は企画のことをいう。
- (7) 支援者 プロジェクトに対し、資金提供を行う者のことをいう。
- (8) クラウドファンディング運営事業者 実行者のプロジェクトの事業内容、共感度の強さ、リターンの確実性等の審査や資金調達サイトでプロジェクトを掲載し、支援者からの資金提供の仲介を行う者のことをいう。
- (9) 返礼品 第2号の購入型クラウドファンディングにおいて、実行者又は実行者が指定する第3者が資金提供の対価として支援者へ提供する権利、物品及びサービスのことをいう。
- (10) 金融機関 クラウドファンディング運営事業者と業務提携し、クラウドファンディング推進に向けた取組を展開する富良野市と地方創生に関する包括的地域連携協定を締結した金融機関をいう。

(支援内容)

第3条 市は、市民等がクラウドファンディングを活用し、地域活性化等に資する非営利のプロジェクトによる資金調達に対して、市のウェブサイトやフェイスブック、広報誌等で情報発信することにより支援を行う。

(本事業の対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号のいずれかの要件を満たす実行者とする。

- (1) 市内に在住する個人でクラウドファンディング企画実施にあたり協力者が複数名いるもの
- (2) 市内に事務所を有する任意又は法人格のある団体であって、代表者が明らかなもの
- (3) 市内に本社、本店又は事務所を有し、CSR（企業の社会的責任）活動など、直接本業とは関係無い非営利のプロジェクトに取り組もうとする事業所（中小企業者・小規模企業者に限る）であって、代表者が明らかなもの
- (4) 市が事務局を務める団体

2 前項の規定にかかわらず、個人、団体及び事業所の代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- (1) 暴力団等、反社会的勢力に所属あるいは密接な関係を有する者
- (2) 公序良俗に反する活動を行っている者
- (3) 20歳未満であって、親権者の同意を得ていない者
- (4) 市税を滞納している者

(対象プロジェクト)

第5条 本事業の対象となるプロジェクトは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市における地域活性化等に際して、非営利のプロジェクトと認められるものであって、以下のいずれかに該当するもの
  - ア 商工業の振興又はまちの賑わい作りに効果が見込まれるもの
  - イ 観光の振興に効果が見込まれるもの
  - ウ 農林業の振興に効果が見込まれるもの
  - エ 福祉の増進や教育・スポーツ環境の向上が見込まれるもの
  - オ 移住・定住促進の効果が見込まれるもの
  - カ 地域コミュニティ機能の強化が見込まれるもの
  - キ その他、富良野市総合計画に基づく基本計画及び個別計画等の市の計画と整合性があり、本市における地域活性化等に資すると認められるもの
- (2) 活動実施に必要な関連法規に規定する許認可等を得ていること、又は得る予定であること。
- (3) プロジェクトが成立した場合、調達した資金の取扱いについて税法上の手続きを適切に行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は本事業の対象外とする。

- (1) 単なる売名行為が目的であるもの
- (2) 宗教の普及及び政治的活動が目的であるもの
- (3) 達成の可能性が著しく低いもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 法令、条例に違反するもの

(支援申請前の手続き)

第 6 条 実行者は、購入型または寄付型クラウドファンディングを利用した資金調達を計画した場合、金融機関にプロジェクトの内容等を相談の上、業務提携しているクラウドファンディング運営事業者プロジェクトの審査等を受けるものとする。

2 金融機関は、クラウドファンディング運営事業者によるプロジェクトの審査等を終え、プロジェクトが資金調達サイトに掲載が開始され、前二条で規定する要件に適合する見込みがあると認められる場合、実行者に対して本事業の申請書提出のサポートをするものとする。

(支援の申請)

第 7 条 本事業による支援を受けようとする実行者は、クラウドファンディング運営事業者の資金調達サイトにプロジェクト掲載後、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

- (1) 富良野市クラウドファンディング応援事業申請書 (様式第 1 号)
- (2) 事業概要書 (様式第 2 号)
- (3) 誓約書 (様式第 3 号)
- (4) 個人又は代表者が 20 歳未満にあつては同意書・確認書 (様式第 4 号)
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(支援の決定)

第 8 条 市は、実行者から前条の申請があつた場合は、次に掲げる書類の提出を求め、実行者及びプロジェクトが、第 4 条及び第 5 条に規定する要件に適合するかどうか審査するものとする。

2 市は、必要がある場合は、実行者や金融機関からプロジェクトの概要について聴取することができる。

3 前条の書類審査の結果、適合すると認められる場合、第 3 条の支援を実施するものとする。

(支援の取消)

第 9 条 市は、本事業による支援の実施後、実行者が第 4 条及び第 5 条に規定する要件に該当しなくなったとき又は第 7 条の書類に虚偽の記載があつたときには、支援を取消することができる。

(説明事項)

第 10 条 市は、実行者に対して、次の各号に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 市は、本事業に際し、申請書類の要件の審査及び情報発信による応援を行うが、実行者に対して資金調達の成功を請け負うもの及び確約するものではないこと。
- (2) 市は、実行者と支援者との間で生じたトラブルに一切責任を負わないこと。
- (3) 市は、本事業に必要な範囲内で、実行者の個人情報、法人情報その他の実行者に関する情報を金融機関に提供することがあること。

(進捗確認)

第 11 条 市は、プロジェクトの進捗に関し、実行者や金融機関から進捗状況等を聴取することができる。

- (1) 期間内に、プロジェクトに出資が集まったとき、又は集まらなかったとき。
- (2) プロジェクトが成立、実行、完了したとき。

(金融機関との連携)

第 12 条 市は、本事業の実施に際し、第 4 条及び第 5 条に規定する要件の審査や第 7 条に規定する実行者の申請書提出にあたっては、金融機関と十分に連携するものとする。

(所管部署)

第 13 条 本事業に関する事務は、総務部企画振興課において行う。なお、企画振興課は、プロジェクトの内容を踏まえ、必要に応じて関係する所管課の意見を求めるものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。